

錦ヶ丘住宅地区

面積	15,586.32m ²
区画数	90区画
認可年月日	認可 H21.2.20
有効期間	10年 自動更新後10年(永久更新)
用途地域	第2種中高層住居専用地域

■概要

- 建築物の敷地は、本協定締結時の区画とする。ただし、合併又は分割後の1区画の面積(道路部分を除く。)がそれぞれ150m²以上のものについてはこの限りではない。
- 建築物の用途は、1戸建ての専用住宅とする。ただし、日用品の販売を主たる目的とする店舗等の兼用住宅、入院設備のない診療所兼用住宅で第9条に規定する運営委員会が住宅環境を損なわないと認めたものについては、この限りではない。
- 建築物の高さは、現況地盤面より10mを超えないものとする。また、現況地盤面から高さ10mを超える部分に転落防止柵等の工作物を設置する場合は、ネットフェンス、パイプフェンス等とし、通風、採光の妨げとならない構造にすること。
- 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに、7mを加えたもの以下とする。